

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	11	MEMO	MEMO fill(R ,G ,B, α) 描画図形を塗り潰す。R,G,Bは0～255の範囲で指定する（光の三原色）。αは0～<u>100</u>の範囲で指定し，透明度を表す。 noStroke() 描画図形の枠線を無効にする。	MEMO fill(R ,G ,B, α) 描画図形を塗り潰す。R,G,Bは0～255の範囲で指定する（光の三原色）。αは0～<u>255</u>の範囲で指定し，透明度を表す。 noStroke() 描画図形の枠線を無効にする。

番号	訂正箇所		原 文																																	
	ページ	行																																		
2	55	MEMO	<table><tr><th colspan="3">表1 情報社会の進展に伴い整備された法律</th></tr><tr><th>公布</th><th>法律名</th><th>改正</th></tr><tr><td>1970年5月6日</td><td>著作権法</td><td>2022年5月25日改正</td></tr><tr><td>1999年8月13日</td><td>不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)</td><td>2013年5月31日改正</td></tr><tr><td>2000年5月24日</td><td>ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)</td><td>2021年5月26日改正</td></tr><tr><td>2001年11月30日</td><td>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)</td><td>2022年5月25日改正</td></tr><tr><td>2003年5月30日</td><td>個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)</td><td>2022年6月17日改正</td></tr><tr><td>2003年6月13日</td><td>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)</td><td>2019年6月14日改正</td></tr><tr><td>2008年6月18日</td><td>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)</td><td>2017年6月23日改正</td></tr><tr><td>2014年11月12日</td><td>サイバーセキュリティ基本法</td><td>2021年5月19日改正</td></tr><tr><td>2014年11月27日</td><td>私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)</td><td></td></tr></table>	表1 情報社会の進展に伴い整備された法律			公布	法律名	改正	1970年5月6日	著作権法	2022年5月25日改正	1999年8月13日	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)	2013年5月31日改正	2000年5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	2021年5月26日改正	2001年11月30日	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)	2022年5月25日改正	2003年5月30日	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	2022年6月17日改正	2003年6月13日	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)	2019年6月14日改正	2008年6月18日	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	2017年6月23日改正	2014年11月12日	サイバーセキュリティ基本法	2021年5月19日改正	2014年11月27日	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)	
	表1 情報社会の進展に伴い整備された法律																																			
公布	法律名	改正																																		
1970年5月6日	著作権法	2022年5月25日改正																																		
1999年8月13日	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)	2013年5月31日改正																																		
2000年5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	2021年5月26日改正																																		
2001年11月30日	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)	2022年5月25日改正																																		
2003年5月30日	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	2022年6月17日改正																																		
2003年6月13日	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)	2019年6月14日改正																																		
2008年6月18日	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	2017年6月23日改正																																		
2014年11月12日	サイバーセキュリティ基本法	2021年5月19日改正																																		
2014年11月27日	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)																																			
62	左段 中央	<table><tr><th>公布</th><th>法律名</th><th>改正</th></tr><tr><td>1970年</td><td>著作権法</td><td>2022年</td></tr><tr><td>1999年</td><td>不正アクセス禁止法</td><td>2013年</td></tr><tr><td>2000年</td><td>ストーカー規制法</td><td>2021年</td></tr><tr><td>2001年</td><td>プロバイダ責任制限法</td><td>2022年</td></tr><tr><td>2003年</td><td>個人情報保護法</td><td>2022年</td></tr><tr><td>2003年</td><td>出会い系サイト規制法</td><td>2019年</td></tr><tr><td>2008年</td><td>青少年インターネット環境整備法</td><td>2017年</td></tr><tr><td>2014年</td><td>サイバーセキュリティ法</td><td>2021年</td></tr><tr><td>2014年</td><td>リベンジポルノ防止法</td><td></td></tr></table>	公布	法律名	改正	1970年	著作権法	2022年	1999年	不正アクセス禁止法	2013年	2000年	ストーカー規制法	2021年	2001年	プロバイダ責任制限法	2022年	2003年	個人情報保護法	2022年	2003年	出会い系サイト規制法	2019年	2008年	青少年インターネット環境整備法	2017年	2014年	サイバーセキュリティ法	2021年	2014年	リベンジポルノ防止法					
公布	法律名	改正																																		
1970年	著作権法	2022年																																		
1999年	不正アクセス禁止法	2013年																																		
2000年	ストーカー規制法	2021年																																		
2001年	プロバイダ責任制限法	2022年																																		
2003年	個人情報保護法	2022年																																		
2003年	出会い系サイト規制法	2019年																																		
2008年	青少年インターネット環境整備法	2017年																																		
2014年	サイバーセキュリティ法	2021年																																		
2014年	リベンジポルノ防止法																																			

訂正箇所

番号

ページ

行

訂正文

表1 情報社会の進展に伴い整備された法律

公布	法律名	改正
1970年5月6日	著作権法	2023年6月14日改正
1999年8月13日	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)	2022年6月17日改正
2000年5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	2021年5月26日改正
2001年11月30日	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)	2023年6月14日改正
2003年5月30日	個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	2023年6月7日改正
2003年6月13日	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)	2019年6月14日改正
2008年6月18日	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	2017年6月23日改正
2014年11月12日	サイバーセキュリティ基本法	2021年5月19日改正
2014年11月27日	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)	

公布	法律名	改正
1970年	著作権法	2023年
1999年	不正アクセス禁止法	2022年
2000年	ストーカー規制法	2021年
2001年	プロバイダ責任制限法	2023年
2003年	個人情報保護法	2023年
2003年	出会い系サイト規制法	2019年
2008年	青少年インターネット環境整備法	2017年
2014年	サイバーセキュリティ法	2021年
2014年	リベンジポルノ防止法	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	68	側注	ステルスマーケティング [stealth marketing] 効果的な宣伝につながりやすい反面、発覚した場合には信用が失墜したり炎上したりするなど、リスクは大きい。日本ではステルスマーケティング自体を規制する法律はないが、<u>内容によっては景品表示法や軽犯罪法に該当する場合がある。</u>	ステルスマーケティング [stealth marketing] 効果的な宣伝につながりやすい反面、発覚した場合には信用が失墜したり炎上したりするなど、リスクは大きい。日本では2023年より、<u>ステルスマーケティングを景品表示法で規制している。</u>
4	94	側注	情報セキュリティポリシー 企業や学校などの組織が持っている情報資産の安全性を保つための対応策規定である。一般的には、重要度が高い情報にアクセスできる人を制限する規定や、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策<u>などの項目が含まれている。</u>	情報セキュリティポリシー 企業や学校などの組織が持っている情報資産の安全性を保つための対応策規定である。一般的には、重要度が高い情報にアクセスできる人を制限する規定や、不正アクセス対策、コンピュータウイルス<u>などのマルウェア対策</u>といった項目が含まれている。
	162	右段下部	マルチメディア multimedia 複数のメディアをコンピュータ上で統合する技術や機器のこと。	マルチメディア multimedia 複数のメディアをコンピュータ上で統合する技術や機器のこと。 <u>マルウェア 94</u> malware
5	101	図1 キャプション	図1 コンパイラとインタプリタ <u>一括変換と逐次変換という違いから、</u>コンパイラは翻訳者、インタプリタは同時通訳者にたとえられる。	図1 コンパイラとインタプリタ コンパイラは翻訳者、インタプリタは同時通訳者にたとえられる。
		削除		

番号	訂正箇所	
	ページ	行

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） 2003（平成 15）年 5 月 30 日公布，2022（令和 4）年 6 月 17 日改正（抜粋） 第一章 総則 第一条（目的） この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに關し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報保護の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の職務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 第二条（定義） この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等【省略】により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 個人識別符号が含まれるもの 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者等の義務 第十五条（利用目的の特定） 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。 第十六条（利用目的による制限） 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 第十七条（適正な取得） 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 第十八条（取得の際の利用目的の通知等） 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。	第二十三条（第三者提供の制限） 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一 法令に基づき場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
---	--

第六章 総則

第七十六条（運用除外） 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一

放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

二

著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四

宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五

政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

第七章 罰則

第八十四条 個人情報取扱事業者【省略】若しくはその従業員又はこれらであつた者が、その業務に關して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

1999（平成 11）年 8 月 13 日公布，2013（平成 25）年 5 月 31 日改正（抜粋）

第一条（目的） この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実効される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条（定義） この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2001（平成 13）年 11 月 30 日公布，2022（令和 4）年 5 月 25 日改正（抜粋）

第一条（趣旨） この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

第三条（損害賠償責任の制限） 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときにでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 削除
- 一

当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知つたとき。
- 二

当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通

定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者という。

第三条（不正アクセス行為の禁止） 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第七条（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止） 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になリまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。【省略】

削除

を知つていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めに足るに相当の理由があるとき。

第四条（発信者情報の開示請求等） 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものという。以下「同じ」の開示を請求することができる。

- 一

侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二

当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

番号	訂正箇所	
	ページ	行
		若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為が可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に損害を生じないようすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に損害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合 三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとすれば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の送信又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録画」という。）を、特定侵害録画であることを知りながら行う場合 四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとすれば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製【省略】を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。） 第三十二条（引用） 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。 第三十五条（学校その他の教育機関における複製等） 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担仕する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝送することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝送の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。この限りでない。 第四十七条の三（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等） プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。 第四節 保護期間 第五十一条（保護期間の原則） 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。 二 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。 第八章 罰則 第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的利用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

著作権法

1970（昭和45）年5月6日公布、2023（令和5）年6月14日改正（抜粋）

第一章 総則

第一条 通則

及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第二章 著作権者の権利

第一節 著作物

第十条（著作物の例示） この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 音楽の著作物
- 舞踊又は無言劇の著作物
- 絵画、版画、彫刻その他の美術的著作物
- 建築の著作物
- 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 映画の著作物
- 写真の著作物
- プログラムの著作物

二 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

三 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

第三節 権利の内容

第二款 著作人権

第十八条（公表権） 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

第十九条（氏名表示権） 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

第二十条（同一性保持権） 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

第三款 著作権の制限

第三十条（私的使用のための複製） 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とすることは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を防げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の改変を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送

番号	訂正箇所	
	ページ	行

個人情報保護の保護に関する法律（個人情報保護法）

2003（平成 15）年 5 月 30 日公布、2023（令和 5）年 6 月 7 日改正（抜粋）

第一章 総則

第一条（目的） この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報
の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱い
に関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報
の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体
の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等
についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、
個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び
事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果
的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国
民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に
配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二条（定義） この法律において「個人情報」とは、生存する個人
に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等【省略】
により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と
容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別す
ることができるとなるものを含む。）

- 二 個人識別符号が含まれるもの

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務
第十七条（利用目的の特定） 個人情報取扱事業者は、個人情報を
取り扱うに当たっては、その利用目的（以下「利用目的」という。）
を定める限り特定しなければならない。

第十八条（利用目的による制限） 個人情報取扱事業者は、あらか
じめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的
の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第二十条（適正な取得） 個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正
の手段により個人情報を取得してはならない。

第二十一条（取得に際しての利用目的の通知等） 個人情報取扱事
業者は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公
表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、
又は公表しなければならない。

第二十七条（第三者提供の制限） 個人情報取扱事業者は、次に掲げ
る場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

1999（平成 11）年 8 月 13 日公布、2022（令和 4）年 6 月 17 日改正（抜粋）

第一条（目的） この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、
これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会
による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行わ
れる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現
される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社
会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条（定義） この法律において「アクセス管理者」とは、電気
通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」とい
う。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2001（平成 13）年 11 月 30 日公布、2023（令和 5）年 6 月 14 日改正（抜粋）
第一条（趣旨） この法律は、特定電気通信による情報の流通によ
って権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の
損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について
定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し
必要な事項を定めるものとする。

第三条（損害賠償責任の制限） 特定電気通信による情報の流通に
より他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供さ
れる特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この
項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた
損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を
防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各
号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。
ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者で
ある場合は、この限りでない。【省略】

を第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であ
つて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必
要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である
とき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法
令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場
合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行
に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつ
て、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授
のためやむを得ないとき【省略】。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつ
て、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があると
き【省略】。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三
者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があると
き【省略】。

第六節 雑則

第五十七条（運用除外） 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報
取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等
及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各
号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道業とし
て行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 善述を業として行う者（善述の用に供する目的
- 三 宗教団体（宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 四 政治団体（政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

第八節 罰則

第七十九条 個人情報取扱事業者【省略】若しくはその従業者又
はこれらであった者が、その業務に関し取り扱った個人情報デー
タベース（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含
む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は
濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者
をいう。

第三条（不正アクセス行為の禁止） 何人も、不正アクセス行為を
してはならない。

第七条（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止） 何人も、
アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者にな
りまし、その他当該アクセス管理者であると認識させて、次に掲
げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を
得ずる場合は、この限りでない。【省略】

第五条（発信者情報の開示請求） 特定電気通信による情報の流通
によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の
用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に
対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係
る発信者情報のうち、特定発信者情報【省略】以外の発信者情報に
ついては第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、特定発信者
情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれそ
の開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請
求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権
の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示
を受けなければならない理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。【省略】

番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	
1	表紙	下	
		背	情報Ⅱ Build a society with <u>Information Study</u> 東京書籍

番号

訂正箇所
ページ 行

訂 正 文



情報Ⅱ

Build a society with Informatics

東京書籍